



発行 東京都

目次

告示

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

（都市整備局市街地整備部再開発課）

建築基準法による道路の指定

（都市整備局多摩建築指導事務所再開発第一課）

土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

（環境局環境改善部化学物質対策課）

土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除

（同）

漁業災害補償法による特定第二号漁業者の共済契約締結の同意成立の届出

（産業労働局農林水産部水産課）

東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限

（同）

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

（生活文化局都民生活部管理法人課）

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

（同）

開発行為に関する工事を完了

（都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課）

告示

東京都告示第八百八十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年六月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

虎ノ門駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和三年六月三十日まで

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門一丁目五番十六号

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年四月十三日

令和二年六月二十四日

東京都告示第八百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和二年五月二十七日

福生市大字福生字武蔵野二丁目十九番十五、同番十六、同番十八、二千二百二十二番三の一部、同番八、同番九、二千二百二十三番二、同番五、同番六、同番十並びに二千二百二十四番一、二千四百四十一番一及び二千四百四十二番二の各一部、二千四百四十五番十、同番十二、同番十六の一部、同番十六地先、同番十七の一部、同番十八、同番二十、同番二十三の一部、同番二十五、同番二十六、同番二十九、同番四十二、同番四十三、同番四十五か

延長 一一七・四・五三 幅員 一六・〇〇（三三・九四）

ら同番五十一  
 まで、同番五  
 十三から同番  
 五十六まで、  
 二千二百三十  
 七番三十九の  
 一部、同番六  
 十一から同番  
 六十三まで、  
 二千二百三十  
 八番一並びに  
 同番二及び同  
 番三の各一部、  
 同番四、同番  
 六から同番八  
 まで、同番十  
 の一部、同番  
 十三、同番十  
 四、二千二百  
 四十番八、二  
 千二百四十一  
 番十五から同  
 番十七まで並  
 びに同番十八、  
 同番二十、同  
 番二十五、同  
 番四十三及び  
 同番五十一の  
 各一部、同番  
 五十二、同番  
 五十五から同  
 番六十一まで、  
 二千二百五十  
 番五の一部、  
 同番六、同番  
 二十一、同番  
 八十四の一部、  
 同番百五から  
 同番百七まで、  
 大字福生字志  
 茂二百十四番

十から同番十  
 三まで、二百  
 十五番八、同  
 番九、二百四  
 十八番三、同  
 番四、同番十  
 二、同番三十  
 二から同番三  
 十六まで、二  
 百四十九番九  
 同番十、二百  
 五十一番一地  
 先、同番七、  
 二百五十二番  
 三の一部、同  
 番四、同番六  
 の一部、同番  
 七、同番八、  
 二百五十三番  
 十、同番十一、  
 二百五十四番  
 一、同番七、  
 同番八の一部、  
 同番九、同番  
 十一、二百六  
 十六番四、同  
 番五、二百六  
 十七番四、同  
 番五、二百六  
 十八番四、同  
 番五、二百七  
 十五番十一か  
 ら同番十三ま  
 で、同番二十  
 一から同番二  
 十四まで、同  
 番二十六から  
 同番三十まで、  
 二百七十八番  
 五、同番六、  
 二百七十九番

九から同番十  
 一まで、同番  
 十三から同番  
 十八まで、同  
 番二十から同  
 番二十三まで、  
 大字福生字奈  
 賀八百六十番  
 十三、同番十  
 五、八百六十  
 一番十二から  
 同番十六まで、  
 八百六十二番  
 六、同番九、  
 同番十一、八  
 百六十三番十  
 一、同番十三  
 から同番十五  
 まで、志茂三  
 十七番一、同  
 番五、同番六、  
 三十八番五か  
 ら同番八まで、  
 三十九番六、  
 同番七、四十  
 番六から同番  
 八まで、八十  
 一番八から同  
 番十一まで、  
 八十三番五か  
 ら同番七まで、  
 八十四番二、  
 八十五番二、  
 同番三、八十  
 六番六、同番  
 七、八十七番  
 五、同番六、  
 百三十六番八、  
 百三十七番七、  
 百四十一番三、  
 同番七、百四

十二番三、同番八から同番十まで、百四十三番五、同番六、百四十四番六、百四十七番五から同番八まで、百四十八番二、百四十九番二、百七十五番十二から同番十四まで、同番十八、同番十九、百七十六番二、百七十九番八から同番十まで、百八十番二、百八十三番四、同番五、百八十四番七、同番八、百八十五番五から同番七まで、百八十六番四から同番六まで、百八十七番五及び同番六

●東京都告示第八百八十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

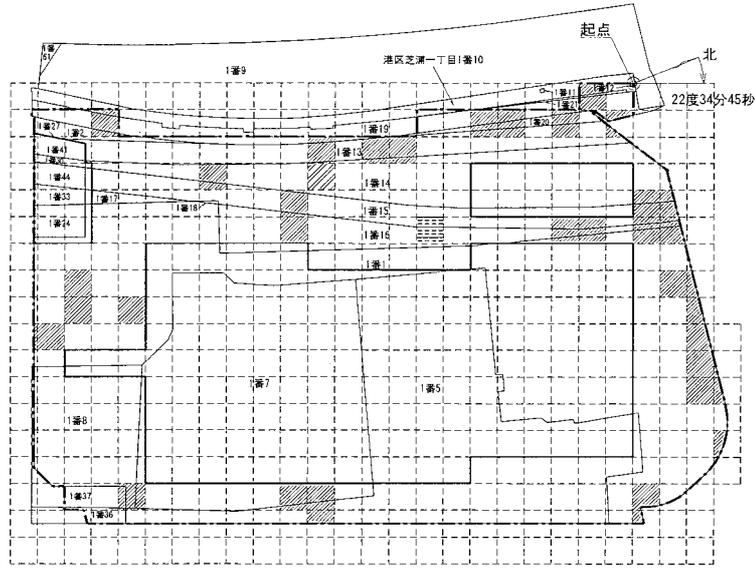
令和二年六月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査範囲
- - - : 事業敷地
- ▨ : 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
- ▧ : 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第710号により指定した区域)
- ▩ : 形質変更時要届出区域  
(令和元年東京都告示第879号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値(X=-38532.001 Y=-6909.003)とする。  
 ※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十四号

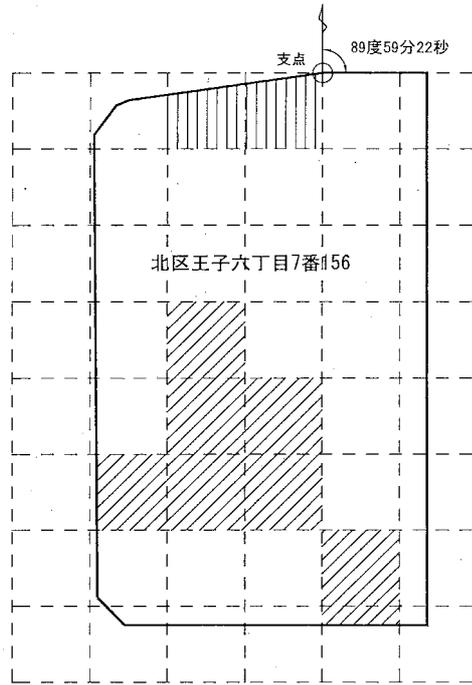
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第二百九十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例  
 -- 単位区画  
 □ 調査対象地  
 ▨ 指定を解除する区域  
 ▩ 形質変更時要届出区域  
(平成29年東京都告示第294号により指定した区域)

【支点】  
 支点は、北区王子六丁目7番156の最北端とする。

【格子の回転角度 89度59分22秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

なお、法第百八条第二項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和二年六月二十四日から発生する。

令和二年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

加入区の 発起人氏名 住 所 同意成立年月日

三宅島加 三宅島漁業 三宅村阿古六百八十 令和二年四月二十日  
 入区 協同組合 番地

沖山 勝利 同 村阿古五百四十 一番地

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第六号

東京海区（小笠原海域に限る。）における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和二年六月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の禁止)

一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数六十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和二年七月一日から令和三年六月三十日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年六月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

二 代表者の氏名

長山 信夫

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区善福寺二丁目十七番五号

四 更新された認定の有効期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

二 代表者の氏名

永井 秀哉、小美野 剛

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町三丁目六番五号 麹町GN安田ビル四階

四 その他の事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区国分町二丁目十四番二十四号 仙台台松井ビル六階

福島県福島市松木町十四番二号 エリートイン松木五〇四号室

五 更新された認定の有効期間

令和元年十一月二十一日から令和六年十一月二十日まで

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

告示する。

令和二年六月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ことばの道案内

二 代表者の氏名

市川 浩明

三 主たる事務所の所在地

東京都北区滝野川七丁目二番七-10五号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中清戸四丁目九百二十五番一、同番一地先、九百三十番一及び同番二 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 佳克

多摩市連光寺一丁目二十八番一から同番四まで 千代田区岩本町二丁目六番十号 株式会社タウン住宅販売 代表取締役 新田 泉

小平市小川東町一丁目二千百十四番一、同番一地先及び二千百十五番四 武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号 アグレ都市デザイン株式会社 代表取締役 大林 竜一

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)一一一一(代) 電話 〇三(三三二)一一一一(代) 郵便番号 113-0001

